



ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)

Q

私は、パートで働いていますが、夫の扶養になるよう103万円の範囲内で仕事をしています。8月に亡くなった父から相続した上場株式の配当が、先月入金しました。証券会社に勧められ、特定口座「源泉徴収あり」を選択してあります。この配当収入の税金はどうなるのでしょうか。

A

明けましておめでとうございます。新年最初のご質問は配当収入についてですね。配当収入による所得を配当所得といいます。ご質問にお答えする前に配当所得の課税関係についてみてみましょう。

I 配当所得の課税関係

1. 配当所得

配当所得とは、株主や出資者が法人から受ける剰余金や利益の配当、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外のもの）及び特定受益証券発行信託の収益の分配等による所得をいいます。

2 配当所得の源泉徴収

配当等が支払われるときは、配当等の種類により次のとおり所得税等が源泉徴収されます。

(1)上場されている会社からの配当等（以下「上場株式等の配当等」といいます。）の場合（注1）

所得税・復興特別所得税 15.315%と地方税 5%の合計 20.315%の税率により源泉徴収されます。

（注1）発行済み株式総数等の3%以上に相当する株式等を有する個人（以下「大口株主等」といいます。）が支払いを受ける上場株式等の配当等は、下記の(2)の税率が適用されます。

(2)上場株式等の配当等以外の場合

所得税・復興特別所得税が20.42%の税率により源泉徴収されます。地方税はかかりません。

3. 配当所得の計算方法

配当所得の金額は、次のように計算します。

$$\text{収入金額} - \text{株式などを取得するための借入金利子} = \text{配当所得の金額}$$

(源泉徴収前)

4. 配当所得の税額の計算方法

配当所得の課税方法には、次の3つの方法があります。ただし、大口株主等が支払いを受ける上場株式等の配当等は(1)の総合課税のみが対象となります。

(1)総合課税

総合課税とは、給与所得等の各種所得と合算した「合計所得金額」を基に所得税額を計算する方法で、配当所得は原則としてこの方法となります。また、総合課税の対象とした配当所得は、一定のものを除いて「配当控除」の適用を受けることができます。そして、実際に納付する税額は、上記により計算された所得税額から総合課税の対象となった給与・配当などにかかる源泉徴収税額を差し引いた残りの金額となります。

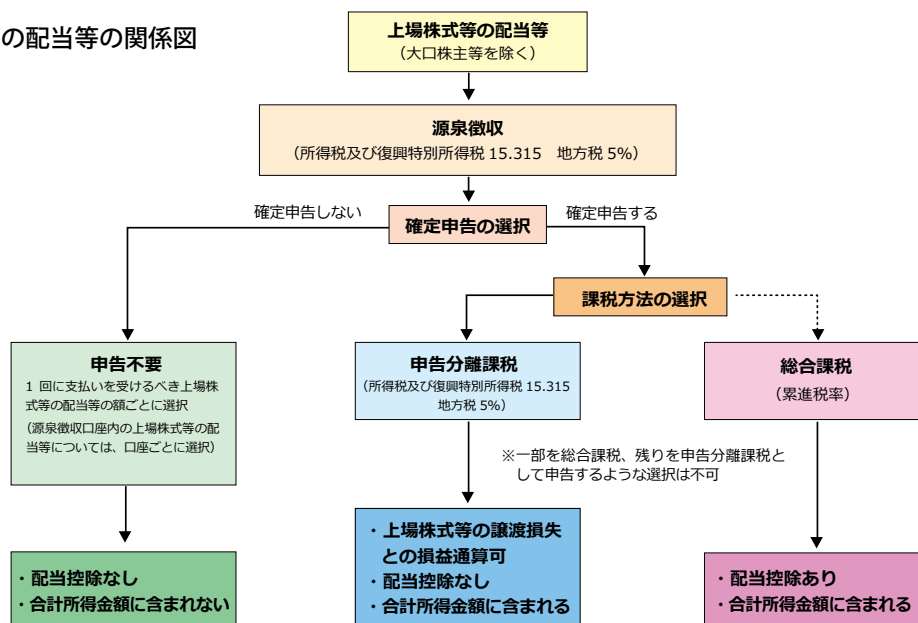
なお、配当所得が合計所得金額に含まれることにより、給与所得等において適用を受けていた配偶者控除等が適用できないこともあります。

(2)確定申告不要制度（源泉分離課税）

配当所得のうち、一定のものについては、納税者の選択により、確定申告をしなくてもよいこととされており、これを「確定申告不要制度」といいます。この場合は、配当所得が合計所得金額に含まれないので配偶者控除等の適用に変更はありません。

この制度の対象となる配当等は、次のイまたはロとなっていますが、この制度を適用するかどうかは一回に支払いを受けるべき配当等の額ごと（源泉徴収選択口座内の配当等については口座ごと）に選択

上場株式等の配当等の関係図



することができます。

なお、この制度を選択した配当所得に係る源泉徴収税額は、その年分の所得税額から差し引くことはできません。

イ. 一回に受けるべき配当等の金額が次により計算した金額以下である場合

$$10 \text{ 万円} \times \text{配当計算期間の月数 (注2)} \div 12$$

(注2) 配当計算期間が1年を超える場合は、12か月として計算します。また、配当計算期間に1か月に満たない端数がある場合には1か月として計算します。

ロ. 上場株式等の配当等及び投資法人からの金銭の分配の場合

(3) 申告分離課税

申告分離課税とは、他の所得と合算せず分離して20.315%の税率を適用して税額を計算し、既に納付済みの源泉所得税を控除して納税額を計算する方法で

す。上場株式等の配当等の場合は、この方式を選択することもできます。この場合、上場株式等の譲渡損があると通算できるので有利ですが、配当控除は適用できません。また、確定申告時の税率が源泉徴収税率と同じなので上場株式等の譲渡損がない場合は、申告しても戻る税金はなく、むしろ合計所得金額に含まれるので、配偶者控除等が適用できないこともあります。

II ご質問の場合

ご質問の場合は、上場株式等の配当等なのでいずれの課税方法も選択することが可能です。

1. 総合課税を選択した場合

配当以外の収入が給与の103万円以下のみであれば税金が戻りますが、配当所得は合計所得金額に含まれるので、配当所得の金額によっては、配偶者控除等が適用できないこともあります。

2. 源泉分離課税を選択した場合

税金は戻りませんが、配当所得は合計所得金額に含まれないので現状のまま配偶者控除等の対象となります。

3. 申告分離課税を選択した場合

上場株式の譲渡損がなければ戻る税金もなく、配当所得の金額によっては配偶者控除等が適用できないこともあります。

上場株式等の配当等の関係表

	確定申告をする		確定申告をしない (確定申告不要制度適用)
	総合課税を選択	申告分離課税を選択	
借入金利子の控除	あり	あり	なし
税率	累進課税	所得税 15.315% 地方税 5%	
配当控除	あり	なし	なし
上場株式等の譲渡損失と損益通算	なし	あり	なし
配偶者控除等の判定	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれない

▶さらに詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行の各支店の窓口、ぶぎん地域経済研究所までお問合せください。